

共済契約者 各位

一般財団法人
東京税理士事務所職員退職金共済会

マイナンバー制度に伴うお知らせ

平成27年10月5日から「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)が施行されました。それに伴い、一般財団法人東京税理士事務所職員退職金共済会(以下「本共済会」という。)の平成28年1月以降の退職等における退職金等の請求に際しては、以下の利用目的により請求人(被共済者または遺族)の番号法に定める個人番号を提供していただくこととなりました。

共済契約者様におかれましては、退職金等の請求手続きに際し、請求人(被共済者または遺族)の個人番号届出書(個人番号及び身元確認書類添付)をご提出いただくよう周知方よろしくお願い申し上げます。

【利用目的】

本共済会定款第4条に定める特定退職金共済団体事業に係る源泉徴収事務
及び支払調書作成事務

なお、マイナンバー制度対応の請求書類については、本共済会ホームページからダウンロード、もしくは本共済会事務局までご連絡くださいますようお願い申し上げます。